

## 大分市と株式会社大分銀行の「地域創造連携協力に関する協定書」

大分市（以下「甲」という。）と株式会社大分銀行（以下「乙」という。）は、大分市の地域社会の維持、発展を目的として連携協力するために、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、人的・知的資源の活用と交流を図り、地域振興のためのプランニングを行うとともに、社会インフラや産業・観光振興の分野を中心に相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の維持、発展に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 創業・新事業創出支援に関する事項
- (2) 産業・観光振興全般に関する事項
- (3) ビジネスマッチング及び国際ビジネスの推進に関する事項
- (4) 企業誘致に関する事項
- (5) 社会インフラの創出及び整備に関する事項
- (6) その他両者が認める地域社会維持及び創造に関する事項

2 前項各号に掲げる事項に係る事業（以下「事業」という。）の具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

### （連絡協議会等の設置）

第3条 甲及び乙は、本協定を実施するため連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会に、個々の目的を達成するための部会等を設けることができる。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し入れがない時には、さらに、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき提供された「秘密」である旨の表示がなされた情報を極秘に保ち、第1条の目的達成のためにのみ使用し、次の各号に掲げる情報を除き他の目的には使用してはならない。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方の開示後、自らの故意または過失によらずして公知となった情報。
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領した情報。
- (3) 法令による開示を求められ、又は法令上守秘義務を負うもの（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員並びに弁護士及び公認会計士等）に開示を求められた情報。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく事業の内容について相互に極秘に保つものとし、相手方の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。
- 3 甲及び乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前2項による秘密保持の義務を負う。

### （経費）

第6条 第2条に定める事業に要する経費の負担割合は、各事業を行う都度甲乙で協議し、決定するものとする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙共に、署名、捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成27年10月20日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長

佐藤樹一郎



乙 大分市府内町3丁目4番1号

株式会社大分銀行

取締役頭取 奥野昌治

